

保護者の方へ

診断書等の記載内容について（障害児通所支援）

児童発達支援・放課後等デイサービス等をご利用される場合に、障害者手帳（身体・知的・精神）をお持ちでない方につきましては、医師（専門の指定はございません。）の診断書・意見書の提出が必要となります。

※診断書には、診断名（所見）・具体的な療育の必要性について、医師に記載をしてもらってください。

① 診断名（所見）

・「○○の疑い」の表記でも構いません。

（記載例）

- | | |
|--------------|------------|
| ・発達障害の疑い | ・言葉の遅れ |
| ・コミュニケーション障害 | ・社会性発達の偏り |
| ・境界知能 | ・精神発達地帯の疑い |
| ・自閉症スペクトラム障害 | ・注意欠如・多動症 |
| ・知的発達の遅れ | ・広汎性発達障害 |

② 療育の必要性

・「○○が苦手なため、△△の療育が必要です。」

（記載例）

- | |
|------------------------------------|
| ・集団での活動が難しいため、集団行動の療育が必要です。 |
| ・本児の発達を促すために療育の利用が必要と考えます。 |
| ・発達に遅れが認められる。発達支援のために療育訓練が必要と判断する。 |

問合せ先

西東京市健康福祉部

障害福祉課障害者相談係

電話：042-420-2805